

ケース&確認書類で学ぶ

相続手続き


ゼミナール

執筆：税理士事務所SBL所長・税理士

八木正宣 会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所SBLを開設。企業支援と相続関連業務に強み

Study 7 「遺産分割協議書」で確認すべきポイント

預金者であるお母様が亡くなり、相続人と名乗る息子さんが遺産分割協議書を持って来店されました。この場合、相続手続き上、どのように遺産分割協議書を確認すればよいでしょうか。



遺 言葉がない場合や、遺言書に記載されていない遺産がある場合などには、相続人全員の話し合いにより、だれがどの遺産を相続するか決めることとなります。

被相続人の遺産を各相続人に分配することを遺産分割といいますが、そのための話し合いのことを遺産分割協議書といえます。そして、遺産分割協議の結果を書面にしたものが「遺産分割協議書」です。遺産分割協議書は、特に様式は定められていません。とはいえ、各種遺産の名義を相続人に変更する際の確認書類となりますので、それぞれが特定できるよう、ある程度厳格に作成されていなければなりません。

遺産分割協議書には、個々の遺産をだれが相続するか記載し、相続人全員が同意のうえで署名・押印します。このときの押印は実印で行い、印鑑登録証明書の添付により、相続人本人が同意したことを裏付けします。

相続人全員の署名・押印があるか確認する

被相続人名義の相続預金の払戻手続きのため来店した相続人から遺産分割協議書を提出されたら、金融機関としては、まず相続人全員の署名・押印があるか確認します。

この確認にあたっては、相続人がだれであるか把握しておく必要があります。そこで、「被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本」「相続人の戸籍謄本」等を提出してもらって相続人はだれか確認し、判明した相続人の氏名がすべて遺産分割協議書に記載されているかチェックしましょう。

相続人の押印については、提出された印鑑登録証明書と突き合わせて一致しているか確認することも必要です。

遺産分割協議書に署名・押印していない相続人がいると、原則として遺産分割協議の成立が確認できません。遺産分割協議書の提出を求める場合は、相続人全員の署名・押印の記載をお願いしましょう。

また、遺産分割協議書に記載されている預金名義人（被相続人）の名前や口座の種類、口座番号等をチェックし、自転車庫の預金特定できることを確認します。

遺産分割協議書については、確認後はコピーをとり原本をお客様に返却している金融機関が多いようです。

相続手続きにおいては、被相続人の遺産がそれほど多くない場合や相続人が1人である場合など遺産分割協議書が作成されていないケースがあります。このような場合には、各金融機関で用意されている「相続届」（詳細は本連載の

サンプル●遺産分割協議書

遺産分割協議書

被相続人 近代幸子（平成30年3月15日死亡）の遺産につき、本日分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

第1条 相続人 近代一郎が相続する財産

- 一、土地
 - 所在 東京都中野区東中野
 - 地番 204番地
 - 地目 宅地
 - 地積 200㎡
- 二、家屋
 - 所在 東京都中野区東中野204番地
 - 家屋番号 204番
 - 種類 居宅
 - 構造 木造瓦葺2階建
 - 床面積 1階 87㎡ 2階 87㎡ 合計174㎡
- 三、普通預金
 - 中野東信用金庫 東中野支店 口座番号1357987

遺産分割協議書が複数枚にわたる場合には、相続人全員の割印があることを確認

遺産内容に訂正がある場合、相続人全員からの訂正印があることを確認

自転車庫の預金口座に関する記載をチェックし、預金が特定できることを確認

戸籍謄本等をもとに相続人の範囲を特定し、相続人全員の署名・押印があるか確認

印鑑登録証明書で、各相続人の住所・氏名・実印が合っていることを確認

第2条 相続人 近代花子が相続する財産

- 一、普通預金
 - 古代信用組合 渋谷支店 口座番号1112223
- 二、定期預金
 - 中野東信用金庫 東中野支店 口座番号9753169
- 三、有価証券
 - 未来証券 中野支店 に所在する株式
- 四、第1条、第2条一から三に掲げる財産以外のすべての財産

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。

平成30年4月1日

東京都中野区東中野204番地 相続人 近代一郎 (印)

栃木県宇都宮市一番町1番地 相続人 近代花子 (印)


第1回を参照して、遺産分割協議書の代わりに使用することが一般的です。

相続届とは、被相続人と相続人の関係や、預金等をどの相続人が継承するかなどを記載した書類

で、金融機関ごとに独自の名称や様式を定めています。金融機関は相続届に相続人全員

POINT

- 遺産の分割方法を話し合い、書面にしたものを遺産分割協議書という
- 相続人全員の署名・押印や該当する預金口座はあるか等を確認



来店者が預金を相続する人である場合は前述したような書類が必要になりますが、相続人ではなく代理人が来店した場合には、相続人からの委任状等が合わせて必要になります。

相続届は、相続人全員の署名・押印を求める場合と、預金の相続人だけの署名・押印でよい場合があります。自転車庫の手続きを確認しておきましょう。

相続届は、相続人全員の署名・押印を求めると、預金の相続人だけの署名・押印でよい場合があります。自転車庫の手続きを確認しておきましょう。